

第 1 3 回 雲仙市景観審議会議事録

日 時 令和 8 年 6 月 2 9 日 (月) 14 時 00 分～15 時 10 分
場 所 愛の夢未来センター 研修室中

第13回 雲仙市景観審議会議事録

1. 開催日時:令和8年6月29日(月)14時00分～15時10分

2. 開催場所:愛の夢未来センター 研修室中

3. 議題

(1)雲仙市景観計画事業について

①景観絵画コンクール

②雲仙ふるさと景観百選フォトコンテスト

4. 出席委員(8名)

中村靖人、本田雄三、河内進、木村一徳、山口ちぐさ、荒木正和、鮫島和夫、松本敏子

5. 議事内容

以下のとおり

【1. 開会】

(事務局)

それでは、ただいまより第13回雲仙市景観審議会を開会いたします。私は、事務局を担当いたします監理課長の中田です。よろしくお願いいたします。

まず始めに、本日の会議資料の確認をいたします。

配布資料といたしまして、第13回雲仙市景観審議会会議資料を事前に配布させていただいております。資料の中で1点修正をお願いいたします。

資料の、1 ページ中段、「所属等」の欄で「雲仙温泉観光協会」という表記になっておりますが、ここが「雲仙観光局」になります。

なお本日は、大久保委員、山崎委員、橋本委員、日比野委員におかれましては、欠席の連絡を受けております。

【2. 部長挨拶】

(事務局)

それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。会議次第の2番になります。部長挨拶でございます。

— 建設部長挨拶 —

【3. 議事】

(事務局)

それでは、議事に移ります。

議事につきましては、雲仙市景観条例施行規則第5条第4項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、中村会長に進行をお願いいたします。

(会 長)

まず始めに、第13回雲仙市景観審議会の成立について確認いたします。

本日の出席者について、事務局より報告をお願いいたします。

(事務局)

本日の出席者は、委員12名のうち、8名の出席であり、審議会の成立要件は、委員総数12名の半数以上の出席であります。

よって、雲仙市景観条例施行規則第5条第5項の規定により、本審議会が成立することを報告いたします。

(会 長)

ありがとうございました。次に、議事録の作成についてお諮りしたいと思います。

議会の次第を資料として保存しておくために、議事録を作成し、会長および議事録署名

人1名が署名するようにしたいと思いますが、異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

なお、議事録署名人については、原則委員名簿の順番による議長の指名とさせていただきます。それでは、議事録を作成することとして、議事録署名人として、今回は荒木委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

(荒木委員了承)

それでは、議事に移ります。

議事1「雲仙市景観計画事業について」①景観絵画コンクールについて、事務局より説明をお願いいたします。

— 事務局説明 —

ただいま事務局より説明がございました景観絵画コンクールにつきまして、今年度の応募方法や実施に向けて、何かご意見、ご質問はございませんか。

(委員)

毎年されている取り組みだと思うんですが、私が今年から委員になったのであまりよくわかっていない部分もあるんですが、この事業は「雲仙市に対する誇りや自信を持たせる」という目的だと思います。なぜ小学生だけが対象で、中学生は含まれていないのか、単純な疑問です。

また、フォトコンテストの作品を見ると西側の地域が多く、瑞穂町など東側の景観が少ないのかなと思います。小学生たちは普段、どのような場所へ出かけて絵を描いているのでしょうか。

(事務局)

まず中学生が対象外である点についてですが、本事業の立ち上げ時、まずは小さな子供たちに景観への関心を持ってもらいたいという意図から小学生対象で始まりました。当時も中学生を含めるか検討しましたが、小学生と中学生ではレベルが大きく変わってくるので、まとめて審査するのは難しいと考えています。「小学生の部」「中学生の部」と分ける方法もありますが、審査に大変手間がかかるため、現状は小学生のみとしています。

ただ、中学生への景観教育も重要ですので、今後は中学生に対象を広げる方法や実施形態について検討させていただきます。

絵を描く場所が東側に少ないという点については、実際には自分の出身町に限らず、例えば愛野の子供が小浜を描くといった事例もあります。国見の神代小路や瑞穂の岩戸神

社、吾妻の牧場の里など、東側にも魅力的な題材はありますが、小浜の夕日など、観光地として描きやすいという背景もあり、応募作は小浜や千々石に偏っているというのが現状です。

事務局としては自分の住んでいる地域に関わらず、「自分のおすすめの景色」を市内で自由に選んで描いてほしいという考えで募集しています。

(会 長)

私の方からも補足させていただきます。このコンクールの始まりは、庁舎に飾られていた上手な子供たちの絵に対して「何か賞を贈ってはどうか」という話がフォトコンテストの会議で出たことです。現在は応募数も増え、審査には丸1日かかる状況です。入賞作品を掲載したカレンダーは親御さんからも非常に好評で、大変良い取り組みだと感じています。

(委 員)

取り組み自体は非常に素晴らしいと思います。ただ、私の地元である瑞穂の大正小学校からだ、(同じ町内でも)岩戸神社などは少し遠いです。学校がこの事業にどう取り組んでいるのか、実際に現地へ出かけているのか、あるいは教室で描いているのか興味があります。

普段自分たちが気づいていないような場所も、もしかしたらあるかもしれないので、ぜひ身近な自分たちの地区の絵を描いてほしい。

(委 員)

私は中学校の美術の教員免許を持っており、昨年も中学校で授業を行いました。現在の中学生は「探究学習」で地域の深掘りを行っています。受験などもあるため小学生ほどの応募数は期待できないかもしれませんが、各校にある美術部へ「参考作品として出品してみませんか」と依頼することはできると思います。小学校ではなかなか時間が取れないので、テーマを投げるだけになってしまい、それから絵を描くことが好きな子供たちが描いてくるんだと思います。

中学校であれば、出前講座などで地域の歴史や雲仙との関係性を学んだ上で描くといった、景観に関する探究学習ができればいいのですが。

小学校での学びを途切れさせるのはもったいないと思っていたので、中学生まで継続できるのであれば、もう少し深掘りして、「だから雲仙すごいんだ」「だから雲仙この歴史があるんだ」というところに、よりつながるのではないかなと思っています。

(委 員)

小学校がきっかけだとすれば、中学校では見方や内容がもう一步深まります。全員に参加してもらう形にしつつ、学校側で事前に何点かに絞って出品してもらうようにすれば、審査の負担も軽減できるのではないかと思います。

学校の授業時間は45分や50分しかないので、現地に出かけるのは大変かもしれませんが、美術の授業を2時間続けて行うことや、総合学習の時間を活用するなどして、学校側が取り組みやすい方法を提案・相談してみることは出来ると思います。

(委員)

私の小学生の孫は、夏休み前に様々な応募作品のリストをもらってきて、その中から好きなものを自主学習として選んで描いています。私は愛野町で夏休みの絵画教室の講師をしていますが、授業はすべて室内で行っており、子供たちは親子で出かけて撮影してきた写真を見ながら描いています。そのため、学校の授業として取り組んでいるケースは少ないと思います。

(委員)

関心のある家庭や絵が好きな子は自主的に取り組めますが、全体の関心を高めるためには、やはり学校側から全員へきっかけ作りがあった方が良いでしょう。

(委員)

今は教員の働き方改革などもあって、昔はスケッチ大会など(の実施)もあってたんですけど。

(委員)

現状は厳しいかもしれませんが、総合的な学習の時間を工夫するなど、やりようはあると思います。まずは「子供たちに地域の景観へ関心を持たせる」という目的を共有して、実現可能かどうかを学校側と相談してみるのが一番だと思います。

(委員)

学校に依頼するというのは、今はハードルが高いです。たくさんの依頼が来るので、控えてほしいと言われてます。今の子供はタブレット、親はスマホを持っているので、雲仙市でデジタルによる親子連絡網がないですか？

あれば、そこに情報を載せてもらう方法が良いと思いますが。

(「ある」と言う者有り)

なっていますよね。それなら可能だと思います。

(委員)

そういう意見もありますが、雲仙市の魅力を広げたいという強い思いをまず直接校長先生方に伝え、工夫できないか相談することが大事だと思います。好きな子は夏休みの課題と

して取り組みばいいですし、家に閉じこもるより外に出て描くことで視野も広がります。やるならば強い姿勢で「描かせたい」という思いを伝えるべきではないでしょうか。

(委 員)

まずは監理課から教育委員会へ話をしてもらって、こういうことができないかっていう筋道を作ってもらうのが良いんじゃないですか。

(委 員)

そうですね。せっかく実施するなら、しっかりと思いを伝えるべきというところです。

(事務局)

1点確認ですが、委員から「中学校にも広げたらどうか」とのご意見については、どのような方法が可能か確認はさせていただきます。

ただ、景観絵画コンクールは小学校6年間での取り組みであり、中学校の3年間を加えると、対象者は同じで、期間が9年間に延びる形になります。今回の提案としましては、まずは小学生を中心に進めることで調整させていただけないでしょうか。

(委 員)

今年度はこのまま進めるとしても、地域を知り大事にすることは子供たちにとって大事だと思うので、今後どうするかについては、校長先生方とも相談しながら検討できると良いと思います。

(会 長)

議論を重ねていただきましたが、本田委員の意見を尊重し、今後の課題として事務局で検討してください。

(事務局)

今年度は小学生を対象に進めさせていただくということで、よろしいでしょうか。学校側も夏休みに向けた課題リストを作成する時期であり、今回は期間的に厳しいため、今年度はこの内容で進めさせていただきたいと考えております。

(会 長)

今後の課題としてお願いしておきます。

それでは、絵画コンクールについては締め切ります。次に「雲仙ふるさと景観百選フォトコンテスト」について、事務局より説明をお願いします。

— 事務局説明 —

(会 長)

事務局からの説明がありましたが、実施要領(案)などについてご意見はありませんか。

(委 員)

3点あります。1点目は、応募の少ない地域について「瑞穂賞」「愛野賞」などの特別賞を、各5点ずつという風に設けることで、応募を集中させられるのではないかと思います。

2点目ですが、このチラシは配布されますか。

(事務局)

現在はホームページやInstagramへの掲載、市内の主要施設へのポスター掲示で募集しており、個別チラシの配布はしていません。

(委 員)

それであれば、時期は少し早いですが、先ほどの小学校絵画コンクールのチラシの裏面に掲載してはどうでしょうか。学校配布は家庭に直接届くため効果が大いだと思います。フォトコンテストとなれば対象は大人だけと思われがちですが、「親子で挑戦」などの文言を入れれば応募者層も増えると思います。

3点目はポスター案についてです。右上に「10年目の集大成」と書かれていますが、この文言だと一般の人には伝わりにくいと思うので、「今年で100点確定」「最後の年」「あなたの一票が最後の1点になるかも」など、ラスト感を分かりやすく出した方が良いでしょう。「集大成」という言葉だとまだ続くような感じがすると思いました。

(委 員)

30ページの作品活用案にある絵葉書について、私は観光局の窓口業務をしていますが、絵葉書は非常に需要があるので良い案だと思います。

ただ、窓口で100作品の中から希望の1枚を探して出すのは手間がかかるため、5枚1組などのランダムなセット販売を検討していただけたらと思います。人気商品になると思うのでぜひ進めてほしいです。いつ頃から開始予定ですか。

(事務局)

現時点では活用案の提示段階ですので、早くても来年度以降になります。

今回の審議会でもいただいたご意見を参考にさせていただきますので、「5枚セットでの配布」といった具体的なアイデアは非常にありがたいです。ありがとうございます。

(委 員)

カルタの活用案について、ここでは当初のタイトルごとに分類されていますが、逆に写真を見ながら市民に読み札(俳句や川柳形式)を募集して「雲仙百景カルタ」を作るのはいかがでしょうか。

応募者のタイトルだけでなく、景観を織り込んだ読み札を自由に考えてもらうという。

(委 員)

私も同じことを考えていました。「あいうえお川柳」というような形にしてカルタの読み札を作るとなったら、自治会の公民館講座や小学校の活動としても実施できます。

あとは SNS で人気投票を行って、上位の作品から印刷してはいかがでしょうか。すべてを印刷するのは厳しいと思うので、地元の人を選んだ人気作品に絞る方が売れる確率も高いと思います。

(委 員)

カルタなら 50 音しかないですからね。

(委 員)

小浜や千々石など特定の地域に作品が偏らないように、各町バランスよく選んだ方が周知力も高まると思います。

(委 員)

そうした取り組みをすることで「100 点を選定した」ということをまた宣伝することができますよね。そうしないと、一部の人しか知らないコンテストになってしまうので、改めて市民の関心を集める良い機会になる。

(会 長)

他に意見がなければ、この議題は締め切ります。次に「その他」について何かありますか。

(委 員)

写真の活用についてですが、素晴らしい写真がたくさんあるのだから、監理課だけでなく雲仙市全体で活用すべきです。

課長会や部長会などを通じて、市長が先頭に立って「これらの写真を PR に活用するように」と全部局に通達していただきたい。

(事務局)

ありがとうございます。現状は、市が発行する報告書の表紙や、議会中継の休憩時間の背景などに活用しており、各課へも自由に使用できるよう呼びかけています。委員のご指摘通り、活用の幅を広げるため、さらに全庁的な呼びかけをさせていただきたいと思います。

(委 員)

ぜひ市長が先頭に立ってやるよう伝えてください。

(委 員)

ポスターにある QR コードから写真をダウンロードして使用しても良いんですか。公民館の寂しいところが多いので、良い写真を飾って地域の方に楽しんでもらうような活用があってもいいですね。

(事務局)

募集要項にある通り、著作権は撮影者本人にあり、市は行政活動内での「使用权」をいただいている状態です(加工も不可)。そのため、現在のところ活用範囲は市の発行資料やメディアの背景などに限られておりまして、民間や地域での自由な利用は難しいのが現状です。

(委 員)

使えないんですね。

(事務局)

現状はそのような形になります。

(委 員)

良い写真がたくさんあるので、今後は地域の皆さんにも広がっていく仕組みになると良いですね。

(会 長)

よろしいでしょうか。それでは、その他にも意見がないようですので、ここで締め切りしたいと思います。

(事務局)

事務局より、皆様にお諮りしたいことがございます。

まず、景観審議会委員の任期についてです。委員の任期は 2 年となっており、現在の皆様の任期は、7 月 31 日をもちまして満了となります。

これに伴い、8 月 1 日付けで新たな委員の方々に委嘱を行うため、各団体へ推薦をお願いしておりましたが、すでに全ての団体からご推薦をいただいております。現在は、その対象となる方々へ、新委員への就任をお願いする依頼文書を順次お送りし、ご承諾をいただいている段階でございます。

また、8 月 1 日からは新体制での任期が始まりますので、改めて、会長の選出、専門部会委員の構成、および部会長の選出を行っていただくこととなります。

事務局といたしましては、本日ご審議いただきました「景観絵画コンクール」の審査会を、9 月下旬から 10 月上旬頃に予定しております。つきましては、その審査会と同じ日に「景観審議会」も開催し、そこで会長の選出などを行ったあと、続けて企画部会による審査会を開

催したいと考えております。

最後に、8月1日付の新たな「委嘱状」の交付についてです。

本来であれば、委員の皆様には市長から直接お渡しすべきところですが、次回の審議会が、先ほどご提案いたしました9月下旬以降となり、少し期間が空いてしまいます。

そこで、現委員の皆様のご了解をいただけるようでしたら、委嘱状の交付につきましては、「郵送」、または「事務局からの手渡し」により交付させていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(会 長)

いかがでしたか。先ほどの説明事項について異議等はありませんか。

(「はい」と言う者有り)

(会 長)

以上で本日予定しておりました議事はすべて終了いたします。

議事進行に協力していただき、誠にありがとうございました。

【4. 閉会】

(事務局)

中村会長、どうもありがとうございました。

本日は委員の皆様にはお忙しい中ご出席いただき、また、今年度の景観計画事業につきまして、ご審議いただき、誠にありがとうございました。

本日皆様からいただきましたご意見を参考に、今年度事業を実施させていただきますとともに、来年度事業に反映させていきたいと思っておりますので、引き続きご協力お願いいたします。以上をもちまして本日の日程をすべて終了いたします。長時間にわたりお疲れ様でした。

ありがとうございました。